

長洲町空家バンク登録申込書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

長洲町長 様

住 所 熊本県玉名郡長洲町大字長洲2766番地

氏 名 長洲 太郎 長洲 印

長洲町空家バンク事業実施要綱(以下「要綱」という。)に定める事業の趣旨等を理解し、長洲町空家バンクへの登録をしたいので、要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

(登録内容)

1 登録内容は、別紙長洲町空家バンク登録カードに記載のとおりです。

(同意事項)

2 私は、次のことに同意します。

(1) 交渉及び契約に関わる全てについて、一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会会員等の媒介により行うこと。

(2) 町職員及び宅地建物取引業者が外観及び内観調査等を行う場合、必要に応じて立会い等の調査協力を行うこと。

(3) 長洲町空家バンクに登録された情報のうち、個人情報以外の情報を町の広報紙、ホームページ等に公開されること。

(4) 要綱第4条第6項各号のいずれかに該当する場合、長洲町空家バンクに登録されないこと。また、登録後に要綱第6条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合、長洲町空家バンクから抹消されること。

(誓約事項)

3 私は、次のことを誓約します。

(1) 私は、次のいずれにも該当しません。

ア 自ら又は世帯全員が長洲町暴力団排除条例(平成23年長洲町条例第14号)第2条第1項第2号及び第3号に規定する者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

イ 自ら又は世帯全員が町税等を滞納している。

(2) 登録内容に偽りはなく、要綱を遵守するとともに、利用希望者との誠意ある交渉及び契約に臨み、交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、利用希望者と宅地建物取引業者との間で解決に当たり、町には責任を追究しません。

(3) 長洲町空家バンク事業を通じて知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用しません。

(4) 空家等の賃貸又は売買の取引に係る交渉、契約手続等の媒介等に係る報酬について、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項に規定する報酬の額の範囲内で支払います。